

平成22年度 東京都税制調査会 第4回小委員会 議事要旨

【開催日時等】

開催日時 平成22年6月21日(月) 15:00～

場 所 都庁第一本庁舎33階 S6会議室

出席者

〔委員〕 横山会長、池上小委員長、小幡委員、金子(清)委員、
金子(秀)委員、土居委員、西川委員、沼尾委員、林委員

〔事務局〕 目黒税制部長、宗田税制調査担当部長、筒井税制調査課長、
岸税制調査担当課長、副島税制課長、木下副参事(税制改正担当)、
谷中徴収部計画課長

【議題】

議 事 「税務行政のあり方」

【税務行政のあり方】

事務局の説明の後、委員から以下の意見があった。

(地方分権と税務行政のあり方について)

- ・ 地方税については、地方が賦課・徴収を一貫して行うことが原則
- ・ 地方が苦勞して集めることで、税の使い方に反映されるのではないか。
- ・ 自治体が独自に徴収を行うべきと考える場合は、地方分権の理念だけでなく、コスト面やきめの細かい対応など、具体的なメリットを示すべき
- ・ 国と地方の課税ベースの重なりを前提に議論するのか、課税ベースのあり方自体も議論するのも念頭に置くべき
- ・ 法人課税など課税ベースの重なりがある税目については、効率性の面で、徴収の一元化をするメリットもあるのではないか。
- ・ 徴収一元化の前に、課税ベースの共通化を目指すべき
- ・ 徴収コストは、税目や徴収規模によっても異なる。また、徴収を国に委託するとしても徴収取扱費がかかるので、必ずしも全体としての徴収コストが下がるわけではない。
- ・ 自治体が徴収する方が、地域の実情に合った細やかな判断が可能
- ・ 徴収は全国一律の基準で行い、地域の実情への対応は福祉で行うことも考えられる。
- ・ 既に確定した税の滞納処分だけでなく、脱税等をどのように調査、査察をするかが重要。国・地方共同で歳入庁を創設することにより、調査事務に集中できる。

- ・ カナダでは連邦歳入庁の理事会メンバーは州で指名している例がある。
- ・ 税と社会保険料は賦課ベースが異なっており、一元化しても必ずしも事務手続きがうまくいくとは限らないのではないか。
- ・ 制度として自治体が国に徴収を委託できるようになったとしても、東京都は滞納処分や調査能力を備えているということで、国への徴収委託をしないという選択もできる。

（徴税に関する民間委託について）

- ・ 差押等の強制徴収の業務は委託できないが、電話による納税しょうようは委託可能
- ・ 個人情報の保護、守秘義務の点で、どれだけの情報を民間の委託先に提供できるかが問題

（事務局文責）